

## <WeChatPay 加盟店規約（EC 通信販売、携帯端末用）>

### 第1条（総則）

本規約は、加盟店（第3条にて定義）が、日本国内において第2条に定める通信販売における電子商取引を行う場合の株式会社日本決済情報センターと加盟店との間の契約関係につき定めるものです。

### 第2条（用語の定義）

本規約において表記する用語については以下の定めによるものとします。

1. 本契約

本規約に基づき、当社と加盟店間で成立した契約をいいます。

2. 当社

株式会社日本決済情報センターをいいます。

3. 本料金

本契約における当社サービスに適用される料金をいいます。

4. 決済処理

本サービスの過程において当社が支払いを処理すること、特に銀行送金またはカード支払いの方法によるカード名義人の取引について、カード名義人における本販売価格（本条第15項にて定義）の決済をいいます。

5. WeChat

テンセント社（騰訊控股有限公司）が「微信」、「WeChat」、または「微信 WeChat」の名称で運営するサービスをいいます。

6. 会員

WeChat のアカウントを有する者をいいます。

7. WeChat Pay 名義人

その氏名がカードの表面にエンボスされた者をいいます。

8. WeChat Pay

会員が、加盟店の指定する通信販売において、テンセントが提供する「WeChat Pay」（中国名：微信支付）サービスを利用して行う代金の決済をいいます。

9. 本システム

当社が WeChat Pay 名義人による支払いまたは資金送金の実行を可能にするためのシステムをいいます。

10. 売上債権

信用販売により加盟店が会員に対し取得する金銭債権をいいます。

11. 本製品

加盟店が販売または提供するすべての物品およびサービスをいいます。

12. 本販売価格

加盟店が会員に提供する製品につき会員が加盟店に対して支払うべき価格および税金、手数料、その他の追加費用等、売上債権の額のことをいいます。

13. 決済料  
当社が加盟店に対して請求する当社が加盟店に提供するサービスの料金をいい、当社が処理する WeChat Pay に係る手数料率から計算される金額をいいます。
14. 返金、返品  
会員が商品を購入後、予想と著しく異なったもしくは不要となった、または商品に瑕疵があったことから、購入商品を返品および返金することをいいます。
15. 払い戻し  
前項の場合で加盟店が当社に対して払い戻し請求を行い、その後、当社が会員へ払い戻しすることをいいます。
16. 提携組織  
当社が加盟または提携する組織（テンセントを含みます）をいいます。
17. 営業秘密等  
本規約の履行上知り得た相手方の技術上または営業上その他の秘密をいいます。
18. 第三者  
当社および加盟店以外のすべての者をいいます。
19. 個人情報  
会員または会員の予定者（入会申込者を含みます）の個人情報（個人に関する情報で氏名・住所・生年月日その他記述などにより特定の個人を識別することができる情報をいい、氏名・住所・生年月日・電話番号・預貯金口座・請求額をいいますが、これに限りません）をいいます。
20. 個人情報管理責任者  
個人情報保護に関する責任者をいいます。
21. 本サービス  
加盟店が本契約に基づく提供につき許可を受けた（当社が随時許可します）範囲のサービスをいいます。
22. 商標  
登録済みか未登録かを問わず、当社が所有しているかまたはライセンスの許諾を受けた商標、サービスマークおよび商号をいいます。なお、この商標は随時変更される可能性があることに加盟店はあらかじめ留意するものとします。
23. 信用販売  
会員と加盟店との間における、当社所定の方法により WeChat Pay を対価の支払い手段とする取引をいいます。
24. 通信販売  
会員がカードの提示および署名によらず会員番号、有効期限、会員氏名等必要な事項を加盟店に伝達することにより、加盟店が商品やサービス等の代金または対価を会員から直接受領することなく、会員に商品やサービス等の引渡しまたは提供等を行う販売方法をいいます。
25. 電子商取引  
前項に定める通信販売のうち、インターネット等、ネットワークを通じて会員からの申し込みを受け付ける取引をいいます。

### 第3条（加盟店）

1. 本規約に基づき、当社に加盟を申込み、当社が加盟を承認した法人、団体を加盟店とします。
2. 加盟店は、本規約に基づき WeChat Pay による代金決済によって行う通信販売の業務を行う店舗・施設・ウェブサイト（以下「WeChat Pay 取扱店舗」といいます）を特定し、事前に当社に届出し承認を得るものとします。当社の承認のない WeChat Pay 取扱店舗での信用販売業務は認められません。
3. 加盟店は、本契約上の地位および権利をいかなる理由があろうとも、当社の書面による承諾なく第三者に譲渡や貸与することはできないものとします。
4. 加盟店は、自らが次に掲げることを行うことに同意するものとします。
  - （1）本規約を遵守すること
  - （2）該当する範囲で、外部業者それぞれに本規約を遵守させること
  - （3）自らの外部業者による不遵守につき責任を負うこと
5. 加盟店は、当社の求めに応じて、実務上合理的な範囲において、WeChat Pay に関連して当社に対して報告、その他の情報提供を行うものとし、WeChat Pay の取扱いおよび加盟店の業務内容等（事業の許認可に関する資料、財務資料を含むがこれに限られません）について当社より資料提出の請求があった場合には、速やかに資料を提出するものとします。

### 第4条（加盟店の表明・保証）

加盟店は、当社に対し、本契約締結にあたり、本契約締結日時点および本契約の有効期間中において、以下の事項が真実かつ正確であることを表明し、保証しなくてはならないものとします。

- （1）行為能力  
加盟店は、適用法令上、本契約を締結し、これらに基づく権利を行使し、義務を履行する権利能力および行為能力を有すること
- （2）社内手続  
加盟店は、本契約を締結し、これに基づく権利を行使し、義務を履行するために、法令および定款その他の社内規定に基づき要求される内部手続を適法かつ適正に完了していること
- （3）適法等  
本契約を加盟店が締結しまたは加盟店がこれに基づく権利を行使し、もしくは義務を履行することは、加盟店に対して適用のある一切の法令、加盟店の定款その他の社内規則に抵触せず、加盟店を当事者とする契約違反または債務不履行事由とはならないこと
- （4）有効な契約  
本契約は、これを締結した加盟店に関して適法、有効かつ拘束力のある契約であること
- （5）非詐害性  
加盟店は、現在債務超過ではなく、加盟店が本契約を締結することは、詐害行為取消の対象とならず、加盟店の知りうる限り、本契約について詐害行為取消その他意義を主張する第三者は存在しないこと
- （6）提供情報の正確性  
加盟店が、本契約の締結にあたって、当社に提供した情報は、重要な点において正確であり、かつ、重要な情報は全て当社に提供されていること

## 第5条（届出事項の変更等）

1. 加盟店は、次に掲げる場合はその意向を速やかに当社に通知するものとします。
  - （1） 加盟店が自らの資産の重要な部分を移転、売却または処分するなど、事業の所有関係を変更するかまたは事業の支配を移転する場合
  - （2） 本契約の当事者でない者または事業体が加盟店の事業につき 10%超の持分を引き受けることとなる場合
  - （3） 本契約の当事者でない者または事業体と、類似した事業上の取り決めまたは業務提携を締結する場合
  - （4） 加盟店が当社に届けている商号、代表者、所在地、WeChat Pay 取扱店舗、連絡先、指定預金口座等、当社所定の「JSIC 加盟店申込書」及び「加盟店審査申込みフォーム」（以下、加盟店申込書といいます）記載事項に変更が生じた場合
  - （5） 自らの事業の基本的性質を変更する場合（自らの現在の事業に関連しない本製品を販売する場合を含みます）
2. 上記の変更の一つでも発生した場合は、当社所定の方法により遅滞なく当社に届出るものとします。なお、当社は、本契約の条項を変更するかまたは加盟店が報告した変更の性質に基づいて本契約を直ちに終了させることができるものとし、この場合、加盟店および承認された加盟店申込書上で特定される主たる所有者ならびに加盟店、または当該事業を継承する新規の所有者は、当社に対して連帯責任を負うものとし、引き続き本契約に従って当社につき責任を負うものとします。ただし、当社が当初、加盟店またはその承継人を書面等で免責する場合はこの限りではありません。
3. 本条第1項の届出がないために、当社からの通知または送付書類、債権買取金が延着し、または到着しなかった場合には、通常到着すべきときに加盟店に到着したものとみなすものとします。

## 第6条（加盟店の権利、義務および責任）

1. 加盟店は、当社が指定する運営上必要な設備、ソフトウェアおよび接続については、本サービスの開始より前に、加盟店の支出負担で準備するものとします。
2. 加盟店は、当社が提供するソフトウェアについて、改変、複製、修正または改ざんしてはならないものとします。
3. 加盟店は、本システムの関連ハードウェアまたはソフトウェアのセキュリティおよび完全性を保護するために必要な措置を利用するものとします。
4. 加盟店は、必要な場合は、当社が課すすべてのセキュリティまたは暗号化の基準、規則、手順を遵守することとします。
5. 加盟店は、一般に認められた会計原則に従った正確な記録および計算書を本契約の終了または満了後少なくとも3年間維持するものとします。また、加盟店は、当社に対し、真実、完全および正確であると加盟店の役員が証明するステートメント、自らの運営および財務状態に関する情報ならびに自らの販売に関する売上、返品および会員に関する情報（以下「加盟店情報」といいます）を提供するものとするものとします。
6. 加盟店は、本規約に基づく自らの義務の履行および本サービスに関する自らの決済において、すべての適用法および規制を遵守するものとします。
7. 加盟店は、データ送信に関連するクレジット、返金、紛争、およびすべての費用につき、単独で責任を

負うものとするものとします。また、加盟店は、正確な WeChat Pay の情報ならびに自らの会員の許可を取得することにつき単独で責任を負い、当該情報については、インターネットまたは両当事者双方が当初合意したサービスで当社に提供するものとするものとします。

#### 第7条（業務委託の禁止）

加盟店は、当社の事前の書面による承諾のある場合を除き、本契約に基づいて行う業務を第三者に委託できないものとするものとします。

#### 第8条（譲渡・変更）

加盟店は、当社の書面による事前同意がない限り、本契約に基づく自らの権利または義務を譲渡することも移転することも一切してはならないものとするものとします。なお、本規約は、両当事者双方の書面による合意によってのみ変更することができるものとするものとします。ただし、当社は、本規約のうち、純粋に運営上の性質を有する事項に関する条項については、30日前までに加盟店に対して書面により通知することで変更または補足する権利を有するものとするものとします。また、本規約において許容される以外に本規約に基づく権利を譲渡しようとする試みは、無効であるものとするものとします。前記を条件として、本契約は、両当事者ならびに両当事者の各自の承継人および譲受人を完全に拘束し、これらの者のために効力を生じ、また、これらの者が執行することができるものとするものとします。

#### 第9条（WeChat Pay）

1. 加盟店は、会員が物品の販売やサービスの提供等に係る代金の支払について WeChat Pay を求めた場合には、本規約に従い、WeChat Pay を行うものとするものとします。
2. 加盟店は、当社が指定する商品、サービス等については、WeChat Pay を行わないものとするものとします。

#### 第10条（WeChat Pay の方法）

1. 加盟店は、以下の方法により、WeChat Pay の決済手続を行うものとするものとします。ただし、WeChat Pay 等の詳細について、当社が規約または指示等を別途用意する場合は、当該規約または指示等に従うものとし、当社作成に係る規約または指示等とテンセントグループ作成に係る規約または指示等に不整合、ならびに矛盾が生じる場合は、加盟店は、当該不整合または矛盾が生じる内容を直ちに当社に通知した上で、当社作成に係る規約または指示等を優先するものとするものとします。
  - (1) WeChat のアプリケーションがインストールされている会員が保有するスマートフォンやタブレット等の端末（以下「会員端末」といいます）で、決済毎に割り振られた QR コードを所定の方法により読み取らせることで決済を行う方法
  - (2) その他、当社が別途指定する規約に基づく決済手続（ただし加盟店が当該手続を採用する場合があります）
2. 加盟店は、当社が WeChat Pay の利用状況等について調査を依頼した場合、これに対し協力するものとするものとします。

#### 第11条（WeChat Pay の円滑な実施）

1. 加盟店は、信用販売を行うあるいは信用販売の勧誘を行う場合には、割賦販売法、特定商取引に関す

る法律、消費者契約法等の関連法令を遵守するものとします。また、当社が関連法令を遵守するために必要な場合には、当社の要請により、加盟店は必要な協力を行うものとします。

2. 加盟店は割賦販売法第2条第3項に定められる信用販売を行った場合、割賦販売法第30条の2の3第4項およびその施行規則に定める事項等を記載した書面を遅滞なく会員へ交付しなければならないものとします。また、加盟店は、本項に定める以外の割賦販売法、その他、法令上加盟店に課される会員に対する書面交付義務を遵守するものとします。
3. 加盟店は当該売上債権の譲渡手続きを行った後に会員が割賦販売法および特定商取引に関する法律に定める信用販売の申込の撤回、または信用販売の解除（以下「クーリング・オフ」といいます）を行った場合には、直ちに当社に対し当該取引の取消の手続きを行うものとします。
4. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡し、または提供する場合において、当該売上債権の譲渡手続きを行った後に会員が当該取引を解除したときには、直ちに当社に届けるとともに、当社所定の方法により当該会員と当該取引の清算を行うものとします。
5. 加盟店は、商品またはサービス等を複数回にわたり引渡し、または提供する場合において、加盟店の事由により引渡し、または提供が困難になったときは、直ちにその旨を会員および当社へ連絡するものとします。
6. 加盟店が、信用販売の取消または解約等を行う場合には、直ちに当社所定の方法にて当該債権譲渡の取消を行うものとします。
7. 加盟店は、前項により債権の譲渡を取消した売上債権の譲渡代金が当社より支払い済みである場合には、次回の支払金額の中から相殺するものとします。

#### 第12条（WeChat Pay 金額の制限）

1. 当社が加盟店に対し、会員一人当たり一回にWeChat Payを利用できる金額、または一定期間内にWeChat Payを利用できる金額（以下、「決済限度額」といいます）を通知した場合、決済限度額は当該通知に係る金額に制限されるものとします。
2. 前項により通知した決済限度額は、当社が加盟店に対し別途通知することによっていつでも変更することができるものとします。
3. 加盟店は、決済限度額を超えてWeChat Payを行おうとする場合は、事前に当社の承認を得るものとします。
4. 加盟店が、前項の承認なく決済限度額を超えるWeChat Payを行った場合には、加盟店は当該決済金額の全額について一切の責任を負うものとし、当社は加盟店に対し当該決済に係る売上金を支払わないものとします。

#### 第13条（電子商取引）

1. 加盟店がコンピュータ通信による契約の締結行為を行う場合は、会員から次の事項を明示したデータ（以下「申込データ」といいます）を受信し、これに対する第11条第1項の承認手続きを経た後、申込に対する諾否の回答を行うものとします。加盟店は申込みデータならびにそれに対するその後の処理経過を加盟店が取引申込み受付のために特別に設けたコンピュータ・ファイルに取引日ごとに整理して記録するものとします。

- (1) 会員の住所、氏名

- (2) 取引対象商品の特定
  - (3) 加盟店が取引の相手方に対しその取引によって取得する売上債権の金額（消費税額を含みます）
  - (4) WeChat Pay の名称
  - (5) WeChat Pay の会員番号
  - (6) WeChat Pay の有効期限（ただし有効期限がない WeChat Pay は不要です）
  - (7) 諾否通知の送付先の指定
2. 加盟店はあらかじめ前項のコンピュータ通信に用いるデータの構造、書式、会員のコンピュータに表示されるデータ記入用画面の見本（プリント）を当社に提出してその承認を得るものとします。加盟店は当社から請求があったときはいつでもその時点で使用しているデータ記入用画面の見本（プリント）を当社に提出するものとします。
  3. 加盟店は当社が指定する会員認証手続きにより、会員から取引申込のデータの送信を受け付けたあと、該当申込につき、当該会員認証手続きを実行するものとします。加盟店は、会員認証手続きの結果、申込者が会員本人であるとの認証を取得した場合は、信用販売を拒絶してはならず、また、申込者が会員本人でない、または当該 WeChat Pay が会員認証手続きの対象外との結果を取得した場合には信用販売を拒絶しなければならないものとします。
  4. コンピュータ通信の手段によって取引行為を行う場合は、売上債権の金額、WeChat Pay の会員番号、WeChat Pay の有効期限（ただし有効期限がない WeChat Pay は不要です）、会員認証手続きの結果データについては、当社が認める方法による暗号化の処理を行ってからデータの送信を行うものとします。
  5. 加盟店は、コンピュータ通信の手段によって取引行為を行うことが出来る旨を会員に告知し、もしくはデータ記入用画面を表示する際は、当該データを暗号化しても完全に秘密が保持できないこと、データの秘密性が保持できなかった場合でも当社は全く責任が無いことを明確に警告する旨の表示を行うものとします。

#### 第 14 条（申込データ等の保管）

加盟店は、本規約の定める手続きを経た申込みデータを記録したファイルを整理して保管し、商品発送の有無その他の必要事項を追記して、7 年間保管するものとします。

#### 第 15 条（取扱商品）

1. 加盟店は信用販売において、取扱う商品・サービスについては、事前に当社に届けた上でその承認を得るものとし、変更する場合も同様とします。ただし、加盟店は当社による承認の有無にかかわらず、以下のいずれかに該当するかまたは該当するおそれがある商品・サービスを取り扱ってはならないものとします。また、加盟店は以下各号に該当しないことおよび許認可等の取得の要否について、自らの責任で判断するものとし、当社が加盟店に当社の見解を示した場合であっても、当社は当該判断に対し一切責任を負わないものとします。
  - (1) 当社が公序良俗に反すると判断するもの
  - (2) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約、その他関連法令の定めに違反するもの
  - (3) 第三者の著作権・肖像権・商標権・その他知的財産権その他の権利を侵害するもの
  - (4) 中国または会員住所地もしくは商品発送先の法令に違反するもの
  - (5) その他会員との紛議もしくは不正利用の実態などに鑑みまたは当社および提携組織のブランドイ

メージ保持の観点から当社が不相当と判断したもの

- 前項による当社の承認は、当該商品・サービスは前項各号のいずれにも該当しないことを保証するものではなく、当社による承認後に当社が承認した商品・サービスが前項各号のいずれかに該当することもしくはその恐れがあることが判明した場合、または法令、提携組織の規則等の変更等により前項各号のいずれかに該当すること（そのおそれがある場合も含まれます）となった場合、当社は、加盟店に対する何らかの責任を負うことなく、当該承認を撤回することができるものとします。
- 加盟店は、旅行商品・酒類等の取扱に際し許認可を要する商品または商品発送先への輸出に際し許認可を要する商品の信用販売を行う場合は、事前に当社に対しこれを証明する書類を提出し当社の承諾を得るものとします。加盟店が当該許認可を失った場合には直ちに当社に通知し、以後当該商品の信用販売を行わないものとします。
- 商品券・印紙・切手・回数券・プリペイドカード、その他の有価証券等の換金性の高い商品および当社が別途指定した商品・サービス等は取り扱わないものとします。ただし、当社の事前承諾を得た場合はこの限りではありません。
- 加盟店がソフトウェア等をコンピュータ通信によりダウンロードする等商品の発送を伴わずに商品を扱う場合には、事前に当社が相当と認めた方法により取り扱うものとします。
- 前4項にかかわらず、当社が取り扱う商品・サービスについて報告を求めた場合には、加盟店は速やかに報告を行うものとし、当社が第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、加盟店は直ちに当該商品・サービスの信用販売を中止するものとします。

#### 第16条（商品の発送等）

- 加盟店は、会員から信用販売の申込を受付けたときは、速やかに会員の指定した場所に送付して商品を送付するものとします。商品の送付に遅延や品切れが生じた場合、加盟店は、速やかに当該会員に対し書面を以て連絡を行い、提供の時期等を通知するものとします。
- 加盟店は、通信販売による商品等の送付、提供等を複数回にわたって継続的に行う場合、その送付、提供方法についてあらかじめ当社に申し出、承諾を得るものとします。
- 加盟店は、原則として商品発送時に商品の名称、数量、送付方法、代金額、送料、税金および代金支払い方法など、その他、割賦販売法第30条の2の3第4項に定める事項等を記載した書面を会員に交付するものとします。
- 加盟店は、商品の発送については商品発送簿を整備し、各申込書等に発送済みである旨を注記すると共に運送機関の荷受伝票、その他、運送の受託を証明する文章を受領して整然と7年間保管するものとします。
- 加盟店は、会員が商品の送付先としては商品等の受領が不明確となる恐れのある場所を指定した場合、当該場所には商品を送付しないものとし、送付した場合には当該販売売上代金およびこれによって生じた紛争については加盟店が全責任を負うものとします。

#### 第17条（改善措置）

当社は、加盟店の取扱商品および広告表現の内容等信用販売にふさわしくないと判断し、改善措置等が必要または相当と認めた場合には加盟店に対して変更・改善もしくは販売中止を求めることができるとし、加盟店はその要求に従い速やかに適切な措置を取るものとします。

#### 第 18 条（不審取引の通報）

1. 加盟店は WeChat Pay について、使用方法に不審がある場合、または当該取引について日常の取引から判断して異常な大量もしくは高価な購入の申込があった場合には、当社と協議し、当社の指示に従うものとします。
2. 前項の場合、当社が当該取引における WeChat Pay の使用状況の報告、および本人確認等の調査依頼等の協力を求めた場合、加盟店はこれに協力するものとします。
3. 加盟店は、前 2 項の場合に限らず、当社が会員の WeChat Pay の使用状況など調査協力を求めた場合は、それに対して協力をするものとします。
4. 加盟店は、当社が WeChat Pay の不正使用防止に協力を求めた場合、これに協力するものとします。

#### 第 19 条（売上債権の譲渡）

1. 加盟店は、会員との間に正当に成立した取引に関する契約に基づく売上債権であって、当社の承認を得て、かつ、目的の商品を会員の指定場所に向けて発送したのについて、当社に譲渡するものとし、当社はこれを券面額で譲り受けるものとします。
2. 双方が合意の上取り決めた締切日を過ぎて譲渡された売上債権について、当社が当該売上債権の回収が出来なかった場合、および当社が加盟または提携する組織に加盟している、もしくは当社と提携関係にある日本国内および日本国外の会社が正当な理由により当社からの当該売上債権の回収が出来なかった場合には、加盟店が一切の責任を負うものとします。
3. 加盟店は、商品発送日から 2 か月を経過して譲渡の手続きが行われた債権について、当社は無条件でその譲り受けを拒否することができるものとします。
4. 本条第 1 項の債権譲渡は当該売上データが加盟店から当社のコンピュータによって事故なく読み込まれた時をもってその効力が発生するものとします。
5. 加盟店は、売上債権および売上債権を当社に譲渡することにより発生する金銭債権を第三者に譲渡し、もしくは立替えて支払わせることはできないものとします。

#### 第 20 条（商品の所有権の移転）

1. 加盟店が会員に信用販売した商品の所有権は、当社が当該代金を加盟店に支払った時に加盟店より当社に移転するものとします。
2. 当社が売上債権の譲渡を取消または解除した場合、当該商品の所有権は加盟店への債権譲受代金が未払いの場合には直ちに、既に支払っている場合には加盟店が債権譲受代金を当社に返還したときに加盟店へ戻るものとします。
3. 加盟店が WeChat Pay の不正使用により会員以外の者に対して信用販売を行った場合でも当社が加盟店に当該債権譲渡代金を支払った場合には当該商品の所有権は当社に帰属するものとします。
4. 当社は信用販売した商品の所有権が加盟店に属する場合でも、必要があると当社が判断した場合には加盟店に代わって商品の回収をすることができるものとします。

#### 第 21 条（支払方法）

1. 当社が譲渡を受けた売上債権の締切日および加盟店への支払い方法は、双方合意した日にちによって

締日・支払日として支払うものとします。

2. 当社が立替払いをする売上債権にかかる債務の締切日、および加盟店への立替払金（以下「振込金」といいます）の支払方法は、加盟店が加盟店申込書により指定し、当社が承認した締切日ごとに集計を行い、当該集計の対象となった売上債権について、加盟店申込書において加盟店が指定し、当社が承認した支払日に加盟店が指定した金融機関口座に振り込むことにより支払うものとします。ただし、当社との間において別途約定がある場合には、その定めに従うものとします。また、金融機関のシステム障害、その他の不可抗力による場合、当社は立替代金の支払いが遅延したことによる遅延損害金の支払義務、その他の義務を負わないものとします。
3. 前項の支払いは、各支払日における合計金額から第 26 条に定める手数料を差し引いた金額を加盟店指定の預金口座へ振り込むものとします。
4. 加盟店への振込みは、銀行送金またはその他の方法によって加盟店が指定する銀行口座に送金（送金手数料は加盟店の負担とします）するものとします。また、明細書は相互に合意したものとし、加盟店申込書に定める料金明細書の適用を受けるものとし、当社が振り込む金額は、売上債権に払い戻し分および当社の決済手数料等（これらに限られません）を加減したものとします。
5. 加盟店の通知の遅延または誤りによって当社が損失を負う場合は、加盟店がその損失を負担しなければならず、加盟店は損失につき当社に償還するものとします（決済期間は加盟店申込書に設定される条件の適用を受け、決済金額が取り決めた最低決済金額よりも少ない場合は、当社は、次の決済期間において差し引きするものとします）。
6. 加盟店が本規約に違反した売上データに係る売上債権を当社に譲渡した場合、その他、加盟店が本規約に違反した WeChat Pay を行った場合には、当社は当社が加盟店に負担する代金債務の全部または一部の支払いを拒絶できるものとします。
7. 当社は加盟店から受信した売上データについて、その内容もしくは正当性に疑義があると当社が認めた場合、または以下の各号の一に該当する場合、その疑義が解消されるまで、当社は当該売上データに係る売上債権の譲渡代金の支払いを保留することができるものとします。この場合、保留した支払代金について法定利息その他遅延損害金は発生しないものとし、また、加盟店は当該売上データに係る提示・提出等、当社の調査に協力するものとします。
  - (1) 当社が異常売上（取引 1 回あたりの本代金債権額が、当社により別途規定される業種別の上限金額を超過する取引）の疑いが存すると判断した場合（当社から加盟店に対し、別途第 5 条第 1 項に規定する書類等、当社が必要と判断する書類等の提示を求めたにもかかわらず、加盟店がこれに応じない場合および提示を受けた書類等では合理的疑いが解消されない場合を含みます）。
  - (2) 多重売上（同一の取引につき重複して決済された取引）の疑いが存すると判断した場合（当社から加盟店に対し、別途第 5 条第 1 項に規定する書類等当社が必要と判断する書類等の提示を求めたにもかかわらず、加盟店がこれに応じない場合および提示を受けた書類等では合理的疑いが解消されない場合も含みます）。
  - (3) 適正売上（適用ある規約に反して会員が WeChat Pay を用いた可能性のある取引、その他、当社が法令または本規約に基づき加盟店に対する支払いを留保または拒絶する可能性のある取引）の疑いが存すると判断した場合（当社から加盟店に対し、別途不適正売上でないことを確認するために必要と当社が判断する書類等の提示を求めたにもかかわらず、加盟店がこれに応じない場合および提示を受けた書類等では合理的疑いが解消されない場合も含みます）。

8. 前2項に基づき当社が売上金の支払を拒絶または留保したことにより加盟店に損害が発生した場合、当社はその損害を賠償する責任を負わないものとします。
9. 加盟店が理由を問わず銀行情報を変更する必要がある場合は、加盟店は、通知に正式署名をしたうえで書面にて当社に通知するものとします。
10. 加盟店は、決済管理システムの決済記録を確認したうえで、疑義があれば当社に対して報告しなければならないものとします。また、加盟店が適時に異議を述べなかった場合は、加盟店は、決済を認めることになるものとします。

## 第22条 (返金)

加盟店は会員から商品の返品の申し出を受け、これを受領した場合、次の通り取扱うものとします。

1. 加盟店は、商品を受領した日を返品日とし、直ちに当社所定の方法により返金処理を行うものとします。
2. 返金請求は、決済発生日から180日以内に行わなければならないものとします。
3. 加盟店は、前号にかかわらず、当社から別途の指示があった場合はそれに従うものとします。

## 第23条 (相殺)

加盟店が当社に対し債務（当社と加盟店が信用販売に係る早期決済規約、その他の契約を別途締結している場合には、当該契約に基づき加盟店が当社に対し負担する債務を含みます）を負っている場合には、当社はいつでも、加盟店に支払うべき売上金にかかる債務、その他、当社が加盟店に対し負う債務（当社と加盟店が信用販売にかかる早期決済規約、その他の契約を別途締結している場合には、当該契約に基づき当社が加盟店に対し負担する債務を含みます）をもってこれを相殺できるものとします。

## 第24条 (会員との紛議とWeChat Pay 利用代金)

1. 加盟店は、会員に対して販売した商品またはサービス（附帯関連する役務を含みます）等の品質不良、瑕疵、運送中の毀損、数量不足、品違い、その他、販売した商品に関する会員との紛議については遅滞なくそれを自らの責任と費用負担の下、解決するものとします。その紛議の内容により、当社から商品の変更、販売方法、運送方法等について改善の申し入れを受けたときは、加盟店はこれによる改善を行うものとします。
2. 加盟店は本条第1項の紛議に際して会員から商品の返品の申し出があった場合には速やかにこれに応じて第22条の処置をとるものとします。
3. 本条第1項の紛議を理由に会員がWeChat Pay 利用代金の支払いを拒否した場合、会員紛議が発生する可能性があるとして当社が認めた場合、または会員の当社に対する支払が滞った場合、当社は紛議が解決するまで加盟店に対する当該代金の支払いを保留できるものとします。この場合は、保留した支払代金について法定利息、その他、遅延損害金は発生しないものとします。
4. 債務不履行、返品、その他の問題が生じた場合であっても、会員と加盟店との間で解決するものとし、その結果の如何にかかわらず、当社は加盟店に対し手数料の返還等を行わないものとします。
5. 会員と加盟店との間の紛議に起因して、当該本代金債権にかかる当社の債権回収が滞るおそれがあると当社が判断した場合には、加盟店に対する売上金の支払は次のとおりとします。
  - (1) 加盟店に対する売上金の支払前である場合には、当社は、当該売上金の支払を留保または拒絶でき

るものとしします。

- (2) 加盟店に対する売上金の支払後である場合には、加盟店は、当社の請求に応じ、遅滞なく売上金を返還するものとしします。
  - (3) 売上金にかかる当社の債権回収が滞るおそれが解消されたと当社が判断した場合には、当社は、加盟店に当該売上金を支払うものとしします。
6. 前項の措置を理由に加盟店に損害が発生した場合、当社はその損害を賠償する責任を負わないものとしします。

#### 第 25 条（会員と紛議に関する措置等）

1. 加盟店は、会員から当社に紛議が生じた場合、当社に対し、当社の求めに応じて、会員との取引（当該販売の内容、勧誘行為がある場合にはその内容）、紛議の発生要因について報告するものとしします。
2. 加盟店は、前項の報告、その他当社の調査結果、当社が会員の紛議が加盟店の割賦販売法 35 条の 3 の 7 に規定される行為、その他、法令で禁止されている行為に起因するものと認めた場合には、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他、当該行為の防止のために当社が認める事項を当社の求めに応じて報告しなければならないものとしします。
3. 加盟店は、第 1 項の報告、認定割賦販売協会の保有する情報のその他の方法による当社の調査の結果、当社が会員の紛議の発生状況が、他の加盟店と比較して会員の利益の保護に欠けると認める場合には、当該行為の詳細事項、当該行為の防止体制、苦情処理体制に関する事項、その他、当該行為の防止のために当社が必要と認める事項を当社の求めに応じて報告しなくてはならないものとしします。
4. 当社は前 3 項の報告、その他、当社の調査の結果、必要があると認める場合には加盟店に対し、所要の措置を行う事ができ、加盟店はこれに従うものとしします。ただし、当社による指導は加盟店を免責するものではありません。また、当社が行う措置・指導には以下を含みますが、これに限りません。
  - (1) 文章もしくは口頭による改善要請
  - (2) 信用販売の停止
  - (3) 本契約の解除

#### 第 26 条（手数料の支払い）

加盟店は WeChat Pay による信用販売額に対して当社所定の料率（別紙）により計算した決済手数料（以下「本料金」といいます）を当社に支払うものとしします。

1. 当社がサービスを提供する対価として、加盟店は、本料金を、本規約および加盟店申込書に定める方法で、これらに定める料金明細に従って当社に支払うものとしします。
2. 上記に記載する本料金は、あらゆる税金を除いたものとしします。加盟店は、適用あるすべての税金（当社の純利益に係る税金は除きます）を支払うことに同意するものとしします。なお、加盟店が何らかの税金を源泉徴収することが義務付けられた場合は、加盟店は、本商品に適用ある税金を適切に納付することにつき最終的な責任を負うものとしします。

#### 第 27 条（提携組織の規則等の遵守）

1. 加盟店は信用販売にあたり、提携組織の規則等に準拠した取り扱いを行わなければならないものとしします。

2. 加盟店が提携組織の規則などに準拠した取扱を行うために要する費用は、加盟店の負担とするものとします。
3. 加盟店は提携組織の規則等に変更（制定、廃止などを含みます）があった場合、変更後の内容が適用されるものとし、当該変更起因して加盟店に生じる費用、損害、第三者に対する責任は加盟店が負担するものとします。
4. 提携組織が、加盟店側の事由に起因して当社に違約金、反則金等（名称の如何は問わないものとします）を課すことを決定した場合、加盟店は、当社の請求に応じて違約金、反則金等の額と同額の金員を当社に支払うものとします。

#### 第 28 条（加盟店の禁止行為）

加盟店は次の各号に定める行為、またはこれに類似する行為を行ってはならないものとします。また、加盟店の従業員あるいは役員が次の各号に定める行為、またはこれに類する行為を行った場合、加盟店が自らこれを行ったものであるとみなされるものとします。

- (1) テンセントグループまたは当社のホームページに掲載される内容を無断で転載、複製、引用、改ざん、または上記内容に係る関連商品の製造すること
- (2) マネーロンダリング、一件の取引につき複数回に分けて行う決済、虚偽の申請、スキミング、悪意による倒産等の行為
- (3) テンセントグループが提供するインタフェース仕様、安全プロトコルおよび証明書の漏洩、譲渡、有償または無償での提供行為
- (4) WeChat に関するソフトウェアシステムおよびプログラムをリバースエンジニアリングにより解読すること、またはこれらを複製、修正、編集、統合、改竄もしくは機能を変更・追加すること
- (5) 加盟店の名義を第三者に使用させ、また第三者が使用することを容認してあたかも加盟店が当該顧客と直接取引をしたかのように装うこと
- (6) 顧客との間に真実取引がないのに会員と通謀しあるいは会員に依頼して取引があるかのように装うこと
- (7) 違法または不適切な行為によって顧客と取引を行うあるいは取引の勧誘をおこなうこと
- (8) 当社の信用販売にかかる商品の留保した所有権を侵害すること
- (9) 本規約に基づく決済を使用し、第三者の売掛金の決済・回収をおこなうこと
- (10) 公序良俗に違反すること
- (11) 監督官庁から改善指導・行政処分等を受けるまたは受けるおそれのある行為をすること
- (12) 合理的な理由なく、加盟店の代表者およびその関係者のアカウントにより WeChat Pay を行い本規約にかかる信用販売を行うこと
- (13) 暗証番号、セキュリティコード、その他、当社が保管・保持を禁止する情報を保管・保持すること
- (14) システムを通じて支払いを実行する場合に、WeChat Pay の決済に対して追加料金を課すこと
- (15) 決済の価額にかかわらず、本システムを通じて支払いを実行することを希望する会員による決済を拒むこと。ただし、正当な会員でないことが疑われると加盟店が合理的に考える場合はこの限りではない。
- (16) 15 条 1 項の取扱禁止商品に該当する商品または役務に関する取引を行うこと
- (17) その他、本規約に抵触すること

### 第 30 条（報告義務）

加盟店は、当社から求められたとき、最新の WeChat Pay 取引における決算状況について、文章、その他、当社から適当と認める方法により当社に対し報告を行うものとします。

### 第 31 条（証明書の提出と管理）

加盟店は、当社が請求した場合には申込データ、ならびに商品発送の証明文書を速やかに当社に提出するものとします。

### 第 32 条（委託の場合の個人情報等の取扱）

1. 加盟店は、本規約に関わる業務処理を第三者に委託する場合（数次委託を含むものとし、以下同じ）（以下、この委託を受けた第三者を「委託先」といいます）には、当社の事前の承認を得たうえで十分に個人情報の保護水準を満たしている委託先を選定し委託先に本規約における加盟店と同様の機密保持義務および個人情報管理措置義務等を課す内容を含む契約を委託先と締結するものとします。ただし、加盟店が当社の同意を得て委託を行う場合であっても、本規約上の加盟店の義務および責任は一切免除または軽減されないものとします。また、委託先は加盟店の履行補助者であり、委託先の行為および故意・過失は、加盟店の行為および故意・過失とみなすものとします。
2. 本条の定めは本規約終了後も有効とします。

### 第 33 条（委託先への個人情報の提供）

1. 加盟店は、当社が加盟店から委託を受けている個人情報を会員宛の加盟店のサービス提供に関する照会・受付業務に限り、当社が提携する企業に提供することに同意するものとします。
2. 当社が個人情報を当社の提携企業に提供する場合は、当社は当社の提携企業と本規約に定める内容と同様の秘密保持義務を締結するものとします。

### 第 34 条（第三者からの申立）

1. 個人情報の滅失・毀損・漏洩に関し、当社の会員を含む第三者から、訴訟上または訴訟外において当社に対する損害賠償請求等の申立があった場合、加盟店は当該申立の調査解決等につき当社に全面的に協力するものとします。
2. 前項の第三者からの当社に対する申立が第 31 条第 3 項に定める加盟店の責任範囲に属するとき、加盟店は当社が当該申立を解決するのに要した一切の費用（直接の費用であるか間接の費用であるかを問わず、弁護士費用等を含みます）を負担するものとし、加盟店は当社の請求に従い、当該費用相当額を直ちに支払うものとします。
3. 本条の定めは、本規約終了後も有効とするものとし、営業秘密等の滅失・毀損・漏洩に関し、第三者から加盟店または当社に対する損害賠償等の申立があった場合に準用されるものとします。

### 第 35 条（セキュリティ等）

1. 加盟店は、本サービスのオペレーションを妨害することとなるデバイス、ソフトウェアまたはプログラムコードを活用することも、本システムのインフラに不合理なまたは不相応に大きな負荷をかける

措置を取ることもしてはならないものとします。また、加盟店のウェブサイトのソフトウェア、技術または、その他の技術的な部分が当社、またはそのオペレーションに重大な影響を与えると当社が合理的に信じる場合は、加盟店は、自分自身の支出負担で当該問題を是正するよう当社と誠実に取り組むものとします。

2. 加盟店は、加盟店情報の内容については単独で責任を負うものとします。加盟店は、加盟店情報または加盟店が当社に提供するその他のデータの内容、または正確性に関しては、当社は何ら責任を負わないことを確認するものとします。
3. 加盟店は、取扱いに注意を要するデータをオープンネットワークで送信するにあたって使用するために、当社が要請する一般に入手可能なデータ暗号化ツールを導入、および活用するものとします。かかる導入および利用は、当社からの指図に従うものとします。
4. 加盟店は、当社またはその指定する契約者が加盟店のウェブサイトのセキュリティリスクを評価するために行う当該サイトの定期的な審査に対して便宜を図るものとします。また、加盟店は、当社が特定するセキュリティリスクまたはセキュリティ違反については、速やかに是正するものとします。
5. 加盟店は、加盟店または加盟店が指定する第三者（例として、ウェブホスティング会社、プロセッサまたはその他のサービスプロバイダー等）が所有または運営するサーバー上に存在するデータのセキュリティについては、単独で責任を負うものとします。また、加盟店は、会員データ（財務情報、アカウント番号およびその他、個人を識別しうるすべての会員情報を含むがこれらに限りません）の加盟店によるセキュリティ、プライバシー、収集、保管および使用を規律する適用法、ポリシーおよび規制をすべて遵守するものとします。
6. 加盟店は、個人情報および財務情報を収集および使用（本規約の適用を受ける使用を含みます）する方法および理由を開示する加盟店のウェブサイトにおいて、会員に対し通知することに同意するものとします。
7. 加盟店は、会員データおよび決済データ回収、セキュリティ、流布および破棄に関連するその時点で最新の法的義務およびセキュリティ方法（場合に応じて）をすべて遵守するものとします。
8. 加盟店は、加盟店のサーバーおよび電子システムにつき、許可されない第三者による違反または侵入からの安全を確保するために必要な予防措置を取ったことを保証するものとします。また、加盟店のシステムが侵入され許可のない第三者が会員データまたは決済データに対するアクセスを有するかまたはアクセスした場合は、加盟店は、当該侵入につき速やかに当社に通知するものとし、将来においてかかる侵入が発生しないようにするために必要な予防措置をとるものとします。
9. 加盟店は、会員が本契約の期間中効力を有する当社のセキュリティ手順およびセキュリティ上の助言すべてを遵守することに同意するものとします。
10. 加盟店は当社が提出および処理するすべての決済の正確性および完全性を検証すること、ならびに対応する資金すべての正確な処理を検証することにつき単独で責任を負うものとします。
11. 加盟店は、決済の不適切な処理、不正な決済または加盟店アカウント、会員データもしくは決済のデータに対する違法もしくは詐欺的なアクセスについては、当社は責任を負わないことを認めるものとします。

#### 第 36 条（有効期間・解約・義務等）

1. 本契約は本発効日付にて効力を生じ、引き続き 1 年間効力を有するものとします。また、本契約は、

その後1年間ずつ自動更新されるものとし、加盟店が1年以上継続して信用販売を取扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合、当社は加盟店に3ヶ月前までに書面による通知を行なうことにより（加盟店との連絡不能による場合は、第5条第1項に基づき、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべきときに通知を行ったものとみなします）、本契約を解約できるものとします。

2. 加盟店および当社は、本規約の有効期間中において本規約を解約しようとする場合には、相手方と誠実に協議を行うものとし、協議が整わないと合理的に判断した時は相手方に3か月前までに書面による通知を行うことにより、本規約を解約できるものとします。ただし、加盟店が1年以上継続して信用販売を取り扱っていない場合、または、当社が加盟店との連絡不能の状態が相当期間継続した場合は、当社は加盟店に3か月前までに書面による通知を行うことにより（加盟店との連絡不能による場合は、届出住所に通知を発送すれば、通常到着すべき時に通知を行ったものとみなします）、本契約を解約できるものとします。
3. 本契約は、本契約が終了した場合でも文言または性質により依然として効力を有するとともに引き続き適用されることが意図されている規定に対しては影響を及ぼさないものとします。また、本規約のすべての義務は、本契約の終了後も存続するものとします。
4. 理由の如何を問わず、本契約が終了した時は加盟店は速やかに本規約の存在を前提とした広告宣伝、取引申込の誘引行為を中止し、契約終了時点で当社に対する承認請求を行っていないものについては、当該会員に対して本規約に基づく WeChat Pay 取扱を中止した旨を告知するものとします。
5. 前項の場合、本契約終了時点で受け入れた売上債権ならびに債権譲渡を終了して当社がその取りたてを終了していない売上債権の処理については、本契約終了後もなお本規約はその効力を有するものとします。

#### 第37条（契約解除等）

1. 下記各号のいずれかの事態が発生した場合、または当社が違反しているものと認めた場合、当社はサービスの停止、本契約を直ちに解除できるものとし、この場合、当社は解除の効力発生前に何らかの通知を要することなく、直ちに本規約に基づく取引を停止させることができるものとします。その場合、加盟店は当社に生じた損害を賠償するものとします。また、当社が本項に基づき本規約を解除した場合、当社に対する一切の未払債務について、加盟店は当然に期限の利益を失うものとし、直ちに支払うものとします。
  - (1) 加盟店が他の WeChat Pay 会社との取引にかかる場合も含めて信用販売制度を悪用していることが判明した場合
  - (2) 加盟店の営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合
  - (3) 加盟店が監督官庁から営業の取消または停止処分を受けた場合
  - (4) 加盟店が自ら振出もしくは引受けた手形または小切手につき不渡り処分を受ける等支払停止状態に至った場合
  - (5) 当社へ知らせることなしに加盟店の事業の支配権に変更がある場合（法の適用による場合を含むがこれらに限りません）
  - (6) 当社へ知らせることなしに加盟店が自らの事業の名称または性質を変更する場合
  - (7) 当社へ知らせることなしに加盟店の事業の法的地位に変更がある場合

- (8) 加盟店の財産の一部もしくは全部に管財人もしくは財産保全管財人が選任され場合
- (9) 加盟店が支払不能となったかもしくは期限到来時に債務の支払いができなくなった場合
- (10) 加盟店がかかる支払いを停止した場合
- (11) 加盟店が債権者のために譲渡をする場合
- (12) 加盟店が差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分を受け、または民事再生法の開始、会社更生手続きの開始、破産、その他これに類似する倒産手続きの開始、もしくは競売を申立てられ、または自ら民事再生手続きの開始、会社更生手続の開始もしくは破産その他これに類似する倒産手続の申立を自らした場合
- (13) 加盟店がその経営状態が悪化しまたはそのおそれがあると認められる相当の事由がある場合
- (14) 加盟店（加盟店の役員・従業員を含み、以下本号および次号において同じ）が暴力団等に該当した場合、または次の①から⑤のいずれかに該当したことが判明した場合
  - ① 暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  - ② 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係と有すること
  - ③ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的を持ってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - ④ 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - ⑤ 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難させるべき関係を有すること
- (15) 加盟店が自らまたは第三者を利用して、次の①から⑦のいずれかに該当する行為をした場合
  - ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ 換金を目的とする商品の販売行為
  - ⑥ 合理的な理由なく、加盟店（代表者およびその関係者を含みます）が保有する WeChat Pay 等を使用する、本規約にかかる信用販売行為
  - ⑦ その他、前記①ないし⑥に準ずる行為
- (16) 加盟店届出の店舗所在地に WeChat Pay 取扱店舗が実在しない場合
- (17) 加盟店は割賦販売法、特定商取引に関する法律、消費者契約法等の法令に違反していることが判明した場合
- (18) 加盟店申込書または本規約に定める届出（変更の届出を含みます）に記載事項を偽って記載したことが判明した場合
  - ① 加盟店の地位を第三者に譲渡する行為を行った場合
  - ② 本規約の手続きによらずに信用販売を行った場合
  - ③ 本規約に定める当社の調査に対し協力を行わない場合
  - ④ 当社の改善措置の要求に従わない場合
  - ⑤ 買戻しに応じない場合
  - ⑥ 加盟店に対しする本社が行う調査などが完了しない場合や加盟店がこれらの調査等に対し虚

#### 偽の回答をした場合

- (19) 前項にとどまらず本契約に違反した場合。これには、違法または禁止された活動を行うこと、テンセントグループが違法とみなすか、またはその他禁じる場合を含むがこれらに限らない。なお、これは当社が単独かつ絶対的な裁量で判断するものとします。
  - (20) 支払いの数、価額、種類または状況に重大な変更があったが、これにつき当社が事前に通知を受けていなかった場合
  - (21) 支払いの数、価額、種類または状況が持続的に下落したが、これにつき当社が事前に通知を受けていなかった場合
  - (22) 加盟店が当社の完全性または評判について異論を唱えるかまたは異論を唱えるおそれがある場合
  - (23) 当社へ知らせることなしに貴社の事業の支配権に変更がある場合（法の適用による場合を含むがこれらに限られません）
  - (24) 当社へ知らせることなしに加盟店が自らの事業の名称または性質を変更する場合
  - (25) 当社へ知らせることなしに貴社の事業の法的地位に変更がある場合
  - (26) 加盟店の財産の一部もしくは全部に管財人もしくは財産保全管財人が選任され場合
  - (27) 加盟店が支払不能となったかもしくは期限到来時に債務の支払いができなくなった場合
  - (28) 加盟店に係る支払いを停止した場合
  - (29) 加盟店が債権者のために譲渡をする場合
  - (30) 加盟店に対して破産法、倒産法もしくは類似の法に基づいて破産もしくは倒産手続が適切に申し立てられたか、または加盟店がこれらの手続を適切に申し立てた場合（自発的か非自発的かを問いません）
  - (31) 本契約に違反した場合。これには、違法または禁止された活動を行うこと、テンセントグループが違法とみなすかまたはその他禁じる場合を含むがこれらに限りません。なお、これは当社が単独かつ絶対的な裁量で判断するものとします。
2. 本規約の解約・解除条項または1項各号のいずれかの事態が発生した場合、本規約の解約・解除条項または前項に基づき本規約を解除するか否かにかかわらず、当社は何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたかまたは当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部または一部の支払いを保留する事ができるものとします。この場合、当社は当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息、その他、遅延損害金の支払い義務を負わないものとします。
  3. 本規約の解約・解除条項または本条1項のいずれかの事態が発生した場合、本規約に基づき当社が加盟店に対し、負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問いません）とは、何らかの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。
  4. 本規約の解約・解除条項または第1項各号（第3号から第5号を除きます）のいずれかの事態が発生した場合、または必要、または適当と認めた場合、当社は本規約に基づき、当社が加盟店に対し負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することができる一切の金銭債権（本規約に基づくもので有るか否かは問いません）とを何らかの意思表示を要せず、相当額で相殺する事ができるものとします。
  5. 加盟店は本条第1項により本規約が解約、または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識を取り外すものとし、一切の用品を直ちに当社へ返却するものとします。

6. 当社は加盟店が本規約の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、本規約に基づく信用販売を一時的に停止することができるものとします。また、信用販売を一時停止した場合には、加盟店は当社が取引再開を認めるまでの間、信用販売を行う事ができないものとします。これにより、加盟店に損害が生じた場合でも当社には何らの請求は行わず、一切加盟店の責任とします。

#### 第 38 条 (加盟店契約終了後の処理)

1. 前二条により加盟店契約が終了した場合でも、契約終了日までに行われた WeChat Pay は有効とし、加盟店および当社は、当該 WeChat Pay を本規約に従い取り扱うものとします。ただし、加盟店および当社間で別途合意がある場合は、当該合意に従うものとします。
2. 本規約の解約・解除条項または前項各号のいずれかの事態が発生した場合、本規約の解約・解除条項または前項に基づき本契約を解除するか否かにかかわらず、当社は何らの通知を要することなく、当該事態発生前に生じていたか、または当該事態発生後に生じたかにかかわらず、本規約に基づく債務の全部または一部の支払いを保留する事ができるものとし、この場合、当社は当該事態の発生前に生じた遅延損害金を除き、法定利息、その他遅延損害金の支払い義務を負わないものとします。
3. 前条第 1 項各号の事態が発生した場合、必要または適当と認めた場合、本規約に基づき当社が加盟店に対し負担する金銭債務、その他の財務給付を行うべき債務と当社が加盟店に対して請求することのできる一切の金銭債権（本規約に基づくものであるか否かは問いません）とは、何らかの意思表示を要せず、当然に対当額で相殺されるものとします。
4. 加盟店は前二条により本規約が解約または解除された場合、直ちに加盟店の負担において加盟店標識を取り外すものとし、また当社より交付された販売関係書類や販売用具等を当社に返還するものとします。
5. 当社が前条により加盟店契約を解除した場合、当社は、売上金に係る当社の債権の支払を受けるまでは、加盟店に対する売上金の支払を留保することができるものとします。この場合に、当社が、売上金に係る当社の債権の支払を受けることができないと判断した場合には、加盟店に対する売上金の支払を拒絶することができるものとし、既に支払済みの場合は、加盟店は当社に対し当該売上金を即時返還するものとします。

#### 第 39 条 (損害賠償)

1. 加盟店が本規約に違反して信用販売を行った等、加盟店の責めに帰すべき事由により当社が損害を被った場合、加盟店は当社に対し当該損害を賠償する責を負うものとします。また、損害には提携組織の規則等により当社が負担する事になった罰金・違約金（名称の如何を問わないものとします）等を含むものとします。
2. 加盟店は、次に掲げるものによって被るか、または起因しもしくは関連して発生する（直接的か間接的かを問いません）一切の請求、損失、責任、費用、およびその他の支出につき、当社ならびにその親、子会社、関連会社、役員、取締役、代表者、代理人および従業員を防御、補償および免責するものとします。
  - (1) 本規約に基づく加盟店による不実表示、保証の違反または約束の不実行
  - (2) 本契約に基づく加盟店の履行に起因しまたは何らかの方法で関連して発生する請求、要求、裁定、判決、訴訟および手続（誰が行うかを問わず、これには WeChat Pay 名義人が含まれます）、ならび

に加盟店と WeChat Pay 名義人の間の決済に起因したまたは何らかの方法に関連して第三者が行う請求、要求、裁定、判決、訴訟および手続（銀行が何らかの理由で課すペナルティを含むがこれらに限りません）について当社はその責任を負わないものとします。

#### 第 40 条（加盟店情報の収集および利用等）

1. 加盟店およびその代表者または当社に加盟店契約の申込みをした個人、法人もしくは団体およびその代表者（以下、総称して「加盟店等」といいます）は、当社またはテンセントグループが本項 1 号に定める加盟店等の情報につき、必要な保護措置を行った上で、以下のとおり取り扱うことに同意するものとします。
  - (1) 加盟店契約（加盟店契約の申込みを含みます。以下同じ）を含む当社と加盟店等との加盟申込審査および加盟後の管理等取引上の判断のために必要な以下の加盟店等の情報（代表者の個人情報を含みます。以下「加盟店情報」といいます）を収集、利用すること。
    - ① 加盟店等の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、代表者の住所、代表者の生年月日、代表者の性別、代表者の電話番号等、加盟店等が加盟申込時および変更届出時に当社に届け出た事項
    - ② 加盟申込日、加盟承認日、取扱商品、販売形態、業種等の加盟店等と当社の取引に関する事項
    - ③ 加盟店における WeChat Pay の取扱状況および会員の利用履歴
    - ④ 加盟店等の営業許可証等の確認書類の記載事項
  - (2) 次の目的のために加盟店情報を利用すること。ただし、加盟店が本号Ⅱに定める営業案内について中止を申し出た場合、当社は業務運営上支障がない範囲で、これを中止するものとします。
    - ① 当社またはテンセントグループが本契約、その他 WeChat Pay に関連して行う業務
    - ② 宣伝物の送付等当社、テンセントグループまたは他の加盟店等の営業案内
    - ③ 当社またはテンセントグループの事業における新商品、新機能、新サービス等の開発
  - (3) 当社またはテンセントグループが本契約に基づいて行う業務を第三者に委託する場合、または本規約に基づいて行う業務に関連した業務（WeChat 上で提供されるサービスに関する業務を含みます）を第三者と提携して行う場合に業務の遂行に必要な範囲で、加盟店情報を当該委託先または当該提携先に預託すること
2. 加盟店等が前項の取扱いに同意しない場合は、当社は加盟を断ることや加盟店契約の解約の手続をとることがあるものとします。ただし、前項 2 項第 2 号に定める当社の営業案内についての中止の申出は、この限りではありません。

#### 第 41 条（加盟店情報の開示、訂正、削除）

1. 加盟店等は、当社に対して、当社が保有する加盟店情報を開示するよう請求することができるものとします。
2. 加盟店情報の内容が不正確であることが判明した場合には、当社は速やかにこれを訂正または削除するものとします。

#### 第 42 条（契約不成立時および契約終了後の加盟店情報の利用）

1. 当社が加盟を承認しない場合であっても、当社は、加盟の申込みをした事実について、承認しない理

由の如何にかかわらず、第 40 条第 1 項 2 号に定める目的で一定期間利用することができるものとし  
ます。

2. 当社は、加盟店契約終了後も、第 40 条第 1 項 2 号に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等または当社が定める所定の期間、加盟店情報を保有し、利用することができるものとします。

#### 第 43 条（本規約に定めのない事項）

加盟店は、本規約に定めのない事項については、当社と加盟店とで別に定める取り扱い要領に従うものと  
します。

#### 第 44 条（準拠法）

本契約および本規約に基づく履行は、すべて日本国の法令に従って解釈および執行されるものとします。

#### 第 45 条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とし  
ます。

#### 第 46 条（合意管轄裁判所）

加盟店と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、当社の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とし  
ます。

以上

2019 年 1 月 8 日制定

2021 年 4 月 1 日改定

2024 年 9 月 17 日改定